

様式 3

随意契約理由書

担 当 課

建築施設課

契約内容	契約件名	館山中学校 揚水用制御盤交換工事	
	業務概要	館山中学校の揚水用制御盤が故障したため交換工事を行う。	
	契約金額	金390,500円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年1月24日	
	契約期間	令和6年1月24日 ～ 令和6年3月28日	
	契約の相手	館山市館山1426-2 有限会社 濱田電業社	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	☒ 1号 少額随契 見積比較の実施：【3者以上見積比較】 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
館山中学校において揚水ポンプ用制御盤が故障し、自動で高架水槽に水を汲み上げる運転ができなくなった。学校職員が1日数回、高架水槽に水が溜まるまで手動運転をしているが、学校活動に支障をきたすため、早急に修繕対応が必要である。また、制御盤の納期が1.5～2ヵ月かかるため通常の見積合せでは年度内工事完了が難しいことから、担当課において3者見積合せを行い、最も価格の低かった有限会社 濱田電業社と随意契約を締結する。			

様式3

随意契約理由書

担 当 課

食のまちづくり推進課

契約内容	契約件名	食のまちづくり拠点施設南側用地等整備工事	
	業務概要	食のまちづくり拠点施設南側用地等の整備を行う。	
	契約金額	金1,040,600円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和6年2月5日	
	契約期間	令和6年2月5日 ～ 令和6年2月29日	
	契約の相手	南房総市久枝1244-1 東海建設株式会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☒ 1号 少額随契 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
契約の相手は食のまちづくり拠点施設北側用地整備工事の施工業者であり、本工事は北側用地整備と同様の工事内容である。 対象地は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所による埋め戻し工事が実施され、その後、郵便局建設における作業ヤードとして利用された土地である。郵便局建設工事が完了し、千葉国道事務所埋戻し工事は是正対応に目途がついたことにより本整備が可能となったため、工事発注を行う。 2月15日までの碎石舗装工事完了という施工条件に対し、当契約相手は周辺関連工事からの継続施工が可能であることから、施工条件を実現できる唯一の相手であると想定される。また、継続施工により工期短縮及び経費削減が確保されることから、契約金額は入札に付するより有利であることが認められるため、随意契約として本工事を実施する。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

中央公民館

契 約 内 容	契約件名	館山市コミュニティセンター浄化槽ポンプ更新工事	
	業務概要	コミュニティセンター浄化槽室内の圧送ポンプ 1 台が経年劣化による故障に加え、残りの圧送ポンプ 1 台と原水ポンプ 2 台も経年劣化による故障のおそれがあるため、更新を行う。	
	契約金額	金814,000円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年2月13日	
	契約期間	令和6年2月13日 ～ 令和6年3月29日	
	契約の相手	館山市上野原294-3 有限会社亀入ポンプ店	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	☒ 1号 少額随契 見積比較の実施：【2者見積比較】 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由 浄化槽の圧送ポンプ 2 台と原水ポンプ 2 台が設置から 20 年ほど経過し、うち 1 台が故障、残り 3 台については老朽化がすすみ、故障するおそれがある。今年の 2 月、3 月に市民税確定申告、5 月、6 月に総合検診があり来館者が多数になることが予想され、ポンプを改修しないまま故障してしまうと、浄化槽の機能を果たさず、トイレが使用できなくなるため、早急に改修する必要がある。 担当課において 2 者から見積を徴収し、比較した結果、最低価格を提示した本業者と契約を締結する。		

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

危機管理課

契 約 内 容	契約件名	館山市防災行政無線屋外拡声子局更新工事	
	業務概要	防災行政無線屋外拡声子局4か所の更新工事を行う。	
	契約金額	金37,928,000円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年2月22日	
	契約期間	令和6年2月22日 ～ 令和6年12月31日	
	契約の相手	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 JRCシステムサービス株式会社関東支店	
根 拠 規 定 (地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号)	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
当該工事は、建柱後30年以上が経過した老朽化の激しい防災行政無線の屋外拡声子局について、支柱及び無線設備の更新を行い、適切な防災行政無線の管理運営を行うため実施するものである。 当該防災行政無線はJRCシステムサービス株式会社が設置したもので、親局からの信号を受信可能な屋外拡声子局を設置することができるものは当該事業者に限られるため、契約の相手方としたものである。 また、請負金額については、材料費は、建設物価本に記載の金額と比較しても安価な価格設定となっており、労務費も、国道交通省の単価基準に基づいて算出されており、適正なものである。			

様式3

随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	西岬小学校渡り廊下改修工事	
	業務概要	経年劣化した渡り廊下の改修を行う。	
	契約金額	金1,215,500円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年2月14日	
	契約期間	令和6年2月15日 ～ 令和6年3月27日	
	契約の相手	館山市亀ヶ原547番地の5 株式会社田辺工務店	

根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	☒ 1号 少額随契 見積比較の実施：【2者見積比較】 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき
	随意契約理由

本事業は、生徒の利用頻度が高い施設の改修工事であり、早急な対応が求められている。
担当課において2者に依頼し、2者から見積書の提出を受け、最も価格の低かった(株)田辺工務店と随意契約を締結することとした。

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（香地内法定外道路 法面復旧工事）	
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・石積擁壁復旧（雑石積） N＝1 式 ・不陸整正 N＝1 式 ・コンクリート舗装（t=100） N＝1 式 ・重機回送・諸経費 N＝1 式	
	契約金額	金760,100円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和6年1月21日	
	契約期間	令和6年1月21日 ～ 令和6年2月16日	
	契約の相手	館山市北条1,890 株式会社山崎工務店	
	根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☒ 1号 少額随契 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下	
☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
令和6年1月21日の大雨により、香地内法定外道路法面の石積擁壁が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（株）山崎工務店は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（株）山崎工務店と随意契約を締結するものである。			

様式3

随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	那古小学校増築棟東面外壁撤去工事		
	業務概要	那古小学校増築棟東面外壁の仕上モルタル部分が躯体から浮いており、撤去工事を行う。		
	契約金額	金2,406,800円(消費税及び地方消費税を含む)		
	契約締結日	令和6年2月16日		
	契約期間	令和6年2月16日 ～ 令和6年3月22日		
	契約の相手	館山市北条2365番地 渡辺建設株式会社		

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）

☐ 1号 少額随契

☐ 工事又は製造の請負 130万円以下

☐ 財産の売払い 30万円以下

☐ 財産の買入れ 80万円以下

☐ 物件の貸付け 30万円以下

☐ 物件の借入 40万円以下

☐ その他のもの 50万円以下

☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」
不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」

☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」
新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき

☒ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき

☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由
令和6年2月16日に那古小学校増築棟の東面外壁の状況について詳細に確認を行ったところ、仕上モルタル（厚さ25mm）が躯体から全面的に大きく浮いている事が判明した。外壁剥落の危険があり、剥落した場合人命に関わる被害が予測されることから、事故の未然防止のため緊急で対応する必要がある。緊急対応が可能であると確認がとれた当該業者と随意契約を締結する。

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
建設課

契 約 内 容	契約件名	5年災 災害復旧工事（沼地内法定外水路 護岸復旧工事）	
	業務概要	法定外水路護岸復旧工事 一式 ・コンクリートブロック（500×500×500） N＝42個 ・土のう（耐候性3年） N＝ 1式 ・土工 N＝ 1式 ・重機回送・諸経費 N＝ 1式	
	契約金額	金694,100円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和6年1月21日	
	契約期間	令和6年1月21日 ～ 令和6年2月29日	
	契約の相手	館山市新宿 5 5 番地 1 3 有限会社鈴木建材興業	
根 拠 規 定 （ 地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号 ）	☒ 1号 少額随契 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
令和6年1月21日の大雨により、沼地内法定外水路土羽護岸の土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（有）鈴木建材興業 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（有）鈴木建材興業 と随意契約を締結するものである。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（正木地内法定外水路 護岸復旧工事）	
	業務概要	法定外水路護岸復旧工事 一式 ・鋼製土留（ガードレール 2段） ・土工 ・重機回送・諸経費	N = 1 式 N = 1 式 N = 1 式
	契約金額	金418, 000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和6年1月21日	
	契約期間	令和6年1月21日 ～ 令和6年2月29日	
	契約の相手	館山市亀ヶ原 6 8 2 番地 3 白幡興業株式会社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☒ 1号 少額随契 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
令和6年1月21日の大雨により、正木地内法定外水路の土羽護岸の土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 白幡興業(株) は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 白幡興業(株) と随意契約を締結するものである。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

建設課

契 約 内 容	契約件名	5年災 災害復旧工事（普通河川長田川 倒木等撤去工事（その2））	
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 1 式	
	契約金額	金427,900円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年1月21日	
	契約期間	令和6年1月21日 ～ 令和6年3月8日	
	契約の相手	館山市長須賀 1 5 5 番地 新和緑地建設有限会社	
根 拠 規 定 （ 地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号 ）	☒ 1 号 少額随契 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2 号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3 号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4 号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9 号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
令和6年1月21日の大雨により、普通河川長田川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、大変危険な状態となっている。更なる被害を防ぐため、倒木等の撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を開示するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 新和緑地建設(有) は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 新和緑地建設(有) と随意契約を締結するものである。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

建築施設課

契 約 内 容	契約件名	北条小学校給水管漏水修繕工事	
	業務概要	北条小学校の外部給水管が漏水したため、修繕工事を行う。	
	契約金額	金352,000円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和6年1月16日	
	契約期間	令和6年1月16日 ～ 令和6年3月27日	
	契約の相手	館山市長須賀339-3 株式会社 ユタカ設備工業所	
根 拠 規 定 (地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号)	☒ 1号 少額随契 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
北条小学校敷地内で給水管の漏水が発生し、学校活動に支障をきたすことから、緊急対応が必要である。当該業者は早急な対応が可能であると確認がとれたため、当該業者と随意契約をする。			

様式 3

随意契約理由書

担 当 課

建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（館山地内法定外道路 法面復旧工事）	
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・コンクリートブロック（1000×1000×1000） N＝24個 ・アデム（補強土工） N＝1式 ・メッシュフェンス（H=800） N＝1式 ・大型土のう（耐候性3年） N＝4袋 ・土工 N＝1式 ・重機回送・諸経費 N＝1式	
	契約金額	金2,842,400円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和6年1月21日	
	契約期間	令和6年1月21日 ～ 令和6年3月12日	
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業	

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）

☐ 1号 少額随契

☐ 工事又は製造の請負 130万円以下

☐ 財産の売払い 30万円以下

☐ 財産の買入れ 80万円以下

☐ 物件の貸付け 30万円以下

☐ 物件の借入 40万円以下

☐ その他のもの 50万円以下

☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」
不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」

☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」
新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき

☒ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき

☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由
令和6年1月21日の大雨により、館山地内法定外道路法面の石積擁壁が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（有）鈴木建材興業 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（有）鈴木建材興業 と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道7029号線 道路法面復旧工事(その2)）	
	業務概要	道路法面復旧工事 ・コンクリートブロック（500×500×500 ※吸出防止材含む） N=69個 ・重機回送・諸経費 N=1式	
	契約金額	金1,563,100円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和6年1月21日	
	契約期間	令和6年1月21日 ～ 令和6年3月12日	
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☒ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
随意契約理由 令和6年1月21日の大雨により、市道7029号線の道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（有）鈴木建材興業 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（有）鈴木建材興業 と随意契約を締結するものである。			

様式 3

随意契約理由書

担 当 課

建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（佐野地内法定外道路 法面復旧工事）		
	業務概要	道路法面復旧工事 ・大型土のう（対候性3年 ※吸出防止材含む） N = 6 袋 ・木杭打込（末口 φ 18cm L=2.5m） N = 6 本 ・路肩盛土 N = 1 式 ・重機回送・諸経費 N = 1 式		
	契約金額	金795,300円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和6年1月21日		
	契約期間	令和6年1月21日 ～ 令和6年3月22日		
	契約の相手	館山市北条61番地の2 有限会社佐野建設		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☒ 1号 少額随契 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下			
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき			
	随意契約理由 令和6年1月21日の大雨により、佐野地内法定外道路の法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（有）佐野建設 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（有）佐野建設 と随意契約を締結するものである。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（坂足地内法定外水路外 堆積砂撤去工事）	
	業務概要	堆積砂撤去工事 一式 ・堆積砂撤去 一式	
	契約金額	金2,009,700円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和6年3月2日	
	契約期間	令和6年3月2日 ～ 令和6年3月25日	
	契約の相手	館山市北条1,890 株式会社山崎工務店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☒ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
令和6年3月2日の強風により、坂足地内法定外水路に海岸砂地の砂が大量に堆積した。堆積砂に伴い水路が閉塞しており、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（株）山崎工務店は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（株）山崎工務店と随意契約を締結するものである。			

様式3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

建設課

契 約 内 容	契約件名	市道8038号線 道路改良工事(その3)		
	業務概要	道路改良工事 一式 ・土工 N=1 式 ・土砂等運搬処理 N=1 式 ・舗装版切断(As舗装) N=1 式 ・パイプライン取出し止キャップ取付 N=4箇所 ・舗装版破碎積込(As t=100mm) A=30㎡ ・殻運搬処分(As t=100mm) V=3㎡ ・下層路盤(t=230mm 手間のみ) A=30㎡ ・上層路盤(t=100mm 手間のみ) A=30㎡ ・基層(再生密粒度As13mm t=50mm) A=30㎡ ・表層(再生密粒度As13mm t=50mm) A=30㎡ ・交通誘導警備員(2人/日) N=1 式		
	契約金額	金858,000円 (消費税及び地方消費税を含む)		
	契約締結日	令和6年3月21日		
	契約期間	令和6年3月21日 ～ 令和6年3月31日		
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業		

根 拠 規 定 (地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号)	☒ 1号 少額随契 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要 な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、 シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新 たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由
当該道路において、漏水を伴う舗装版の盛上りが発生した。原因究明はもとより、沿道に開業した道の駅 も存在し、通行量も多いことから、早急に現状を打開する必要が生じたため、緊急での対応が可能である 有限会社 鈴木建材興業 と随意契約により工事を行うものとする。

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課

こども課

契 約 内 容	契 約 件 名	九重こども園門扉修理	
	業 務 概 要	九重こども園の門扉を修理する	
	契 約 金 額	金338,690円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契 約 締 結 日	令和6年2月20日	
	契 約 期 間	令和6年2月20日 ～ 令和6年3月22日	
	契 約 の 相 手	館山市北条17番地 広井トヨー住器㈱	
根 拠 規 定 (地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 2 第 1 項 各 号)	☒ 1号 少額随契 見積比較の実施：【2者見積比較】 ☒ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☐ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
門扉の開閉ができないため、園児が飛び出す可能性があり非常に危険である。緊急性が高いため、今年度中に修理が可能な当該事業者と随意契約する。			